

第五種共同漁業権遊漁規則

内共第38号

第41号

令和7年1月1日施行

宮川漁業協同組合

宮川漁業協同組合

内共第38号及び内共第41号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、宮川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第38号及び内共第41号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ・やまめ・にじます・いわな・こい・うなぎ・おいかわ・うぐい・あじめどじょう・かじかをいう。以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣、竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣、友釣り、どぼんこをいう。）に限るものとする。

なお、あゆ採捕について、リールの使用をあゆ漁解禁日から9月15日まで禁止する。

2 前項に規定する漁具・漁法のうち次の表の左欄に掲げる漁法は、それぞれ右欄に掲げる期間はこれを行ってはならない。

漁具・漁法	禁止期間
どぼんこ	1月1日から8月31日まで
あゆ毛針釣	〃 7月10日まで

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	5 月 11 日以降で組合が定めて公示する日から 12 月 31 日まで。
やまめ	3 月 1 日以降で組合が定めて公示する日から 9 月 9 日まで
いwana	〃
にじます	〃
こ い	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
うなぎ	〃
おいかわ	〃
あじめどじょ	〃
う	
かじか	〃
うぐい	6 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

2 前項の公表は、組合の掲示板に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄の区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、ウ欄の魚種を対象として遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間	ウ 魚 種
大倉谷川 高山市清見町大倉滝より、下流川 上川合流地点まで 1,000m の区域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	全魚種
宮 川 高山市一之宮町宮川支流餅谷川の全 域	〃	〃
〃 高山市枳形橋上流端から、連合橋下 流端までの区域	〃	〃
荒城川 飛騨市古川町瀬戸川頭首工上流端か	〃	〃

ら、宮川合流地点まで 800m の区域 宇津江川 高山市国府町宇津江荷着ヶ洞 3235 番地先に架かる峰越林道橋上 流端より上流 860m の区域	〃	〃
宮 川 高山市一之宮町岩畑えん提上流端か ら、下流常泉寺川出合いえん提上流 端までの区域	〃	あ じ め ど じ ょ う
小鳥川 高山市清見町夏厩、長谷出合いに架 かる林道橋下流端より上流、上小鳥 橋上流端までの区域	〃	あ じ め ど じ ょ う・かじ か・ うぐい・ お い か わ

(釣り専用区)

第 6 条 次の表のア欄に掲げる区域においては、イ欄の期間中は、ウ欄に掲げる以外の漁具・漁法で遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間	ウ 漁法・漁具
川上川 姥島橋上流端から下 流、立岩頭首工下流端までの区 域	1月1日から12月31日まで で組合が定めて公示する 期間	鮎の友釣り 雑漁の竿釣り

(全長の制限)

第 7 条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長未満のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長	魚 種	全 長
やまめ	1 5 cm	うなぎ	3 0 cm
にじます	1 5 cm	うぐい	1 0 cm
いわな	1 5 cm		
こ い	2 0 cm		

2 かじか卵は、採取してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚 種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算料
		日 釣	年 釣	
あ ゆ	手釣・竿釣	2,500 円	12,000 円	2,500 円
やまめ・いわな・ にじます・こい・ うなぎ・おいか わ・うぐい・あじ めどじょう・か じか（以下「雑 魚」という。）	手釣・竿釣	1,500 円	8,000 円	1,500 円
あゆ・雑漁 （共通券）	手釣・竿釣	—	20,000 円	—

- 2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は、次のとおりとする。ただし、中学生以下を除き、減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

区 分	遊 漁 料					
	あ ゆ		雑 魚		あゆ・雑 魚 (共 通 券) 年 釣	現 場 加算料
	日 釣	年 釣	日釣	年 釣		
高校生以下	無 料	無 料	無料	無 料	無 料	無 料
女性、心身障 がい者（身体 障害者手帳 3 級以上又は療 育手帳の所持 者）	1,250 円	6,000 円	750 円	4,000 円	10,000 円	あゆ 2,500 円 雑魚 1,500 円

- 3 遊漁料は、組合のホームページ、もしくは組合掲示板に掲載する遊漁証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第1項及び第2項に規定する現場加算料をあわせて納付するものとする。
- 4 前項に規定する指定遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
 - (2) 承認期間
 - (3) 魚種
 - (4) 漁具・漁法
 - (5) 遊漁区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項
 - (8) その他参考となるべき事項
 - (9) 発行者名
- 2 前項(1)に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。
 - 3 第1項(5)、(7)及び(8)については遊漁承認証に記載を省略し、別紙もしくは組合のホームページにより通知するものとする。
 - 4 遊漁承認証の交付は、前条第3項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
 - 5 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第 11 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- （1）氏名
- （2）有効期間
- （3）注意事項
- （4）その他必要な事項（組合の実情に応じて記載すること。）
- （5）発行者名

（違反者に対する措置）

第 12 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

この規則は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。